

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していきます。

(1) 普及啓発及び学習機会の充実

<現状>

- 都はこれまで心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めてきました。
- サポート企業連携事業、普及啓発ポスターコンクール等により、都民の「心のバリアフリーの認知度」は5割に上昇しました。(令和3年度東京都福祉保健基礎調査)

<令和5年度心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール>



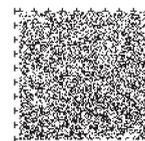
<小学生の部 最優秀賞>



<中学生の部 最優秀賞>

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により障害者差別解消法の趣旨の普及啓発を図るとともに、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、関係機関と協議する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図ってきました。

また、障害者差別解消条例の制定により、都は、国に先駆けて民間事業者における



合理的配慮の提供を義務化するとともに、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相談・紛争の解決の仕組みを整備し、障害を理由とする差別に関する相談を専門に受け付ける広域支援相談員を配置しています。また、あわせて、情報保障の推進や、都民及び事業者の障害及び障害者への理解を深めるための啓発を行っています。

- 人権問題等に係る普及啓発、福祉教育の充実、青少年の健全育成、子育て世帯の応援等を実施してきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 心のバリアフリーに関する普及啓発

- 「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成（平成27年度）

- 心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウムの開催（平成28・29年度）

- 心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施（平成28年度～）※

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し令和2年度は実施を見送った。

- 「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成28年度）

- 1都3県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動（平成28年度～）

- 「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成29年度）

② 福祉教育の充実

- 小中学校 1,896校、都立高校 191校で福祉教育を実施（全校において実施）

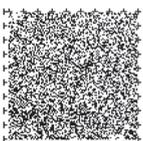
<課題>

- 東京2025デフリンピックが開催されることも踏まえ、障害への関心が高まる機会をとらえ、多くの都民が集まる場において理解促進イベントを実施するなど、障害及び障害者の理解を促進するための取組を行うことが重要です。



TOKYO 2025
25TH SUMMER DEAFLYMPICS

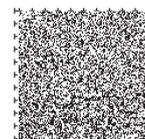
<東京2025デフリンピック
エンブレム>



- 多くの都民が障害の理解のための社会モデルの考え方を正しく理解し、生活の中で実践できるよう、SNS等を活用して広報を強化することが重要です。
- バリアフリー設備（障害者等用駐車区画、トイレのバリアフリー設備、視覚障害者誘導用ブロック等）について、どのような人が真に必要としているのかも含めて、都民の理解と認識を深めるべく、普及啓発を強化することが必要です。
- サポート企業等民間事業者による心のバリアフリーや合理的配慮の提供に関する研修等の取組を更に周知していくことが必要です。
- 交流及び共同学習等の機会を拡充していくことで、障害のある児童・生徒とない児童・生徒が共に学び、体験し、個々の違いを認め合い、相互理解を深めるインクルーシブな教育を推進していく必要があります。
- 学校教育と連携したユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業の展開や、当事者と共に推進する取組が重要です。
- 知的障害、発達障害、精神障害等のある人が移動や施設利用を行う際の困難さを理解し、適切なコミュニケーションと配慮が行えるよう、普及啓発をしていくことが必要です。
- 多様な主体と連携し、社会全体で子供を大切に作る気運を醸成することにより、「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を実現していくことが重要です。

<今後の取組の方向性>

- 都民、事業者、区市町村及び都が、有機的な連携を図り、福祉のまちづくりを進めていくため、東京都福祉のまちづくり推進協議会や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。
また、心のバリアフリーの意識や行動が浸透した共生社会を目指し、ホームページによる情報発信や集中的な広報活動を実施していきます。





<心のバリアフリーホームページ>

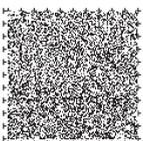
- 障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現するためには、相互理解が進むことが必要であることから、障害者差別解消条例の趣旨をあらゆる機会を通じて普及啓発していくほか、今後とも東京都障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進を図ります。

また、令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され事業者による合理的配慮の提供が全国的に義務化されます。障害者差別解消条例普及啓発パンフレット及び障害者差別解消法ハンドブックについても内容を改訂のうえ、広く都民への周知を行います。



<障害者差別解消条例普及啓発パンフレット>

- 障害理解促進のため、ホームページ「ハートシティ東京」において掲載している障害特性や、社会的障壁、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供などの具体例について普及啓発を行い、都民の積極的な行動変容をより一層働きかけます。
- 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を整備・充実し、子供たち一人一人の能力を最大限に伸ばしながら、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えていきます。
また、全ての公立学校で、社会貢献への意識を育てていきます。
- ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めることや、まちなかでの行動を促すことなどを目的として、地域住民向けに必要な知識や技術等の学習機会を提供するためのセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーに係る普及啓発イベントの開催等について、区市町村の取組を支援します。



また、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組に協力する企業等を心のバリアフリーサポート企業として公表し、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図ります。

- バリアフリースイレや障害者等用駐車区画等のバリアフリー設備について、真に必要としている人が利用できるよう、事業者や都民を対象に、ガイドラインやハンドブック等を活用した普及啓発活動や、ホームページでの体系的な情報発信等により適正利用を推進します。



<車椅子使用者用駐車施設>

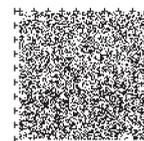


<普及啓発リーフレット>

- 東京 2020 大会が残した多くのレガシーを継承するとともに、東京 2025 デフリンピックの開催も踏まえ、今後も引き続きこうした取組を通じて、パラスポーツを通じた共生社会の実現につなげていきます。
- 企業・NPO・学校・区市町村等、様々な主体と連携し、官民一体となった「こどもスマイルムーブメント」を推進しています。都が主体となってムーブメントを牽引するコア・アクションを展開するとともに、子供にやさしいまちづくりや子供の参画機会創出などにつながる参画企業・団体によるアクションを様々な観点から支援していきます。



<こどもスマイルムーブメント ロゴ>



(2) 多様な人の社会参加の推進

<現状>

- 視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ盲ろう者は、日常の様々な場面で困難を抱えており、コミュニケーション手段や外出などの日常生活に多くの制約があることから、保健、医療、福祉などの関係機関が連携し、盲ろう者を切れ目のない支援につなげていくことが重要です。
- 外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク^{*33}」について、都営交通等、局を超えた連携をはじめ、区市町村への協力依頼や事業者団体等への周知などの取組を進めてきました。
その結果、「ヘルプマーク」は、平成29年7月からJIS（案内用図記号）として全国共通のマークとなり、令和3年10月には、全道府県で導入されました。

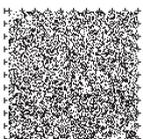
<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- ヘルプマークの配布：令和4年度末時点で累計約536,000個
- 身体障害者補助犬給付事業
・給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
8頭	5頭	11頭	11頭	9頭

<課題>

- 都では、盲ろう者支援センターにおいて、訓練事業や専門人材の養成、相談事業等を行っており、今後は、盲ろう児への支援や、盲ろう児から盲ろう者への移行に向けた支援の充実が必要です。
- 令和3年度インターネット都政モニターアンケートでは、ヘルプマークの認知度について、「意味も含めて知っている」と回答した人は64.9%で、ヘルプマークの理解促進等の取組を更に周知していくことが必要です。



- 誰もが芸術文化を楽しめるよう、新たな鑑賞サポート技術の検証・展開や、都立文化施設・民間文化イベント等での鑑賞をサポートしていくことが必要です。
- 高齢者が、自らの望む社会参加を実現できることで、生きがいの増進や自己実現が図られ、個人の生活の質が向上するとともに、社会貢献や介護予防・フレイル予防にもつながります。要介護（要支援）や認知症などの状態になっても、役割と生きがいを持って生活するための社会参加の機会を確保することも重要です。
- 認知症に関する社会の誤解や偏見を無くし、認知症の人に希望を与えるため認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿等を発信する機会を確保することが必要です。

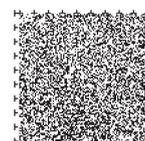
認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があるため、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進することが必要です。
- バリアフリーが整ったウォーキングコースを設定するとともに、障害者が使いやすい機能を備えたアプリを活用することで、障害者の日常的なウォーキングを促進する必要があります。

<今後の取組の方向性>

- 視覚障害者や盲ろう者等の移動やコミュニケーションを支援するための取組を推進し、社会参加の促進を図ります。

また、盲ろう児への支援を拡充する等、盲ろう者支援センターの機能を盲ろう者の全ライフステージに対応させていきます。
- 「ヘルプマーク」について、より多くの人に知ってもらえるよう、広域的な普及を含め、引き続き積極的な普及啓発に取り組んでいきます。

<ヘルプマーク>



○ 障害のある人が、生活する地域において社会参加をすることができる環境を整備するため、身体障害者補助犬の給付などを実施していきます。

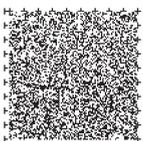
○ 老人クラブによるボランティア活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりを進める活動等を支援します。

○ 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めます。

また、認知症の人の社会参加を推進するため、認知症の人や家族、医療福祉関係者、地元企業等の多様な市民が話し合い、認知症の人が地域の一員として自分の役割を持つよう取組を実施します。

○ 誰もが芸術文化を楽しめるよう、情報保障ツールやサポートの先進的かつ質を高める取組を展開するとともに、都立文化施設において公演の鑑賞等を支援する環境整備の推進や、民間事業に対する助成等を実施し、芸術文化へのアクセシビリティ向上を目指していきます。

○ 誰もが気軽に取り組めるウォーキングを通じて、障害者の継続的なスポーツ活動につなげていくため、バリアフリーが整ったウォーキングコースを設定するとともに、障害者も楽しめる読み上げ機能等を追加したアプリを使用し、日常的なウォーキングを促進します。





【施策の体系】

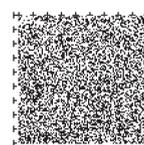
4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

(1)普及啓発及び学習機会の充実

- 108 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
- 109 障害者福祉関係知事賞の贈呈
- 110 心のバリアフリーに向けた普及推進
再掲 バリアフリー設備の適正利用の推進
再掲 駅前放置自転車クリーンキャンペーン
- 111 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業
- 112 共生社会実現に向けた意識啓発推進事業
- 113 生活環境改善普及事業
- 114 障害に関するシンボルマークの周知・普及
- 115 ふれあいフェスティバルの開催
- 116 人権問題に関する普及啓発事業(人権啓発相談)
- 117 こどもスマイルムーブメント
- 118 子育て応援とうきょうパスポート事業
- 119 福祉に関する教育の充実(小・中学校)
- 120 福祉教育の充実(高校生)
- 121 インクルーシブな教育の促進
- 122 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業
(地域福祉推進区市町村包括補助事業)
- 123 青少年応援プロジェクト@地域(地域における青少年の健全育成)
- 124 児童・生徒等に対する総合防災教育
再掲 都営地下鉄等におけるサービス介助士の資格取得の拡大
再掲 都営交通におけるバリアフリーに関する情報発信・心のバリアフリー推進に向けた取組
- 125 パラスポーツ指導者講習会
- 126 国際大会を契機としたスポーツ気運醸成
- 127 パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会
- 128 東京都福祉のまちづくりの推進体制の整備

(2)多様な人の社会参加の推進

- 129 盲ろう者支援センター事業
- 130 障害者社会参加推進センター事業
- 131 身体障害者補助犬給付事業
- 132 オストメイト社会適応訓練事業
- 133 聴覚障害者向けメール相談
- 134 ヘルプマークの推進
- 135 高齢者の保護及び社会参加の推進
- 136 老人クラブの育成
- 137 認知症サポーター活動促進事業
- 138 認知症の人の社会参加推進事業
- 139 TOKYO ユニバーサルウォーキング普及事業
再掲 障害者のスポーツ施設利用促進事業
- 140 芸術文化による社会支援助成
- 141 クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー
- 142 芸術文化へのアクセシビリティ向上
- 143 文化芸術関連行事の実施
- 144 障害者芸術活動基盤整備事業
- 145 障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業
- 146 多文化キッズサロン設置支援事業



コラム⑩ 心のバリアフリーの普及啓発に向けて (東京都福祉局生活福祉部)

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるには、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」が重要です。

そこで都では、心のバリアフリーの意識が浸透した共生社会を目指して、ホームページ、動画や冊子の周知、イベント開催等を通じて様々な情報発信や普及啓発を行っています。

令和5年度からは、より多くの人に「心のバリアフリー」を伝え、理解を浸透させるために、分かりやすく・体系的に伝えるホームページを開設し、情報発信を強化しています。

今後も、コンテンツを充実させて心のバリアフリーの浸透した共生社会を目指していきます。

<キャッチフレーズ>

ハートとハードで、バリアをなくそう!

「心のバリア」と「ハードのバリア」をなくし、
全ての人々が平等に参加できる社会を目指していきます。

<シンボルマーク>



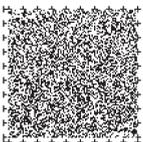
<ホームページ>

URL : <https://kokoro.metro.tokyo.lg.jp/>



ホームページの主な内容

- ・「心のバリアフリー」の解説
- ・バリアフリー設備の解説（トイレ・障害者等用駐車区画・点字ブロック）
- ・こども向けページ
- ・国・区市町村による取組や企業・団体向け情報のリンク
- ・「心のバリアフリー」に関する資料のダウンロード



コラム⑪ バリアフリー学習プログラムの提供、普及活動 (公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、「街」や「駅」、「乗り物」が様々な人々にとって利用しやすくするためのバリアフリーやユニバーサルデザインを切り口に、誰もが暮らしやすい社会について考えるための「バリアフリー学習プログラム」の提供と普及活動を実践しています。

○プログラムのねらい

日常生活に密着した移動をテーマに鉄道・バスなどの公共交通機関のバリアフリーやユニバーサルデザインの取り組みを通して、誰もが利用し外出できる環境の重要性を学習することができます。

また、高齢者、障害の特性、バリアフリー化を必要とする様々な人の存在を知ることにより、心のバリアフリーや共生社会の実現に寄与することが可能なプログラムです。

<フレッシュコース>

- ・主に小学生以上が対象ですが、どなたでもお使いいただけます
- ・使用教材（ウェブサイトからダウンロード可）：冊子「交通バリアフリーから、ともに生きる社会を学ぼう」／教員指導用冊子／ワークシート

<ジュニアコース>

- ・主に中学生以上が対象ですが、どなたでもお使いいただけます
- ・使用教材（ウェブサイトからダウンロード可）：冊子「交通バリアフリーから共生社会を考えよう」／活用方法／ワークシート



<冊子>



<教員指導用冊子>



<簡易版冊子>



<冊子>



<活用方法>



<ウェブサイト>



授業等でお使いいただける冊子やワークシートなど必要な教材を提供させていただきます。
詳細やお申込みは <https://www.bfed.jp/program/index.html> をご覧ください。

